

「モノ言う株主」の排除？会社法改正の動き

現在、法制審議会の部会にて会社法見直しの検討がされています。その中の一つにあるのが株主提案権の議決権数の要件の見直しです。株主提案の件数の増加に伴い、企業側の負担がある一方、個人株主等による権利行使の機会を大きく狭めるものとなる等の指摘もされています。

株主総会

※株主提案権とは・・・株主が株主総会の議案を請求することができる権利のこと。



株主提案権を行使するには



現行 ①6ヶ月以上前から継続して総株主の議決権の1%以上

または ②300個以上の議決権を持つことが必要

A案

改正案では…
(法務省HPより抜粋)

B案

議決権数の要件を廃止する

(②を無くし、①総株主の議決権の1%以上の議決権を持つ株主のみが行使できるようにする)

【賛成する企業・団体】

JR東日本、経団連、LINE ヤフー、近鉄、日鉄ダイキン、日本電気、野村HD・・・など

【賛成の理由】

可決の可能性が低い株主提案の対応のために会社において非常に大きな負担やコストが発生している。

複数の株主が保有する議決権数を合算すれば総議決権の1%以上を満たすことも可能。個人株主による株主提案を過度に制限するとはならない。 など

「300個」という議決権数の要件を、

一定の個数まで引き上げる

(300個→500個、1000個・・・など)

【賛成する企業・団体】

ACGA、AIGCC、SOLVE、第一東京弁護士会、札幌弁護士会、福岡弁護士会・・・など

【賛成の理由】

議決権数の要件を廃止にすることは、株主の権利を過度に制限することとなり、妥当でない。

時価総額の大きい会社では、1%の株式を個人で保有することは現実的でない場合が多く、個人株主を制度から事実上排除する恐れがある。

1000個を超えるべきではない など

【A案、B案両方に反対する企業・団体】

ToyomiAI 合同会社、日弁連、東京弁護士会、大阪弁護士会、脱原発(脱原発・東電株主運動など) など

【反対の理由】

株主総会は会社と株主との貴重な対話の場であり、少数株主の意見を株主総会で確認することが民主的な株主総会といえる。個人株主や中小規模の株主による権利行使の機会を大きく狭めるものだ。

否決された株主提案でも後に会社の方針・運営に取り入れられた事例も多数存在しており、可決の有無のみをもってその意義を判断すべきでない。 など

会社法改正の動き、あなたはどのように思いますか??